

6.8 廃棄物等

6.8.1 建設工事に係る産業廃棄物等

(1) 調査結果の概要

1) 残土となる土壌及び建設工事に伴う副産物の性状

① 調査項目

調査項目を表 6.8-1 に示す。

表 6.8-1 廃棄物等の調査項目

調査項目	
建設工事に伴う残土	残土発生量
建設工事に伴う副産物	伐採木発生量

② 調査地域

対象事業実施区域とした。

③ 調査期間

道路造成及び最終処分場建設工事の期間とした。

④ 調査方法

a. 建設工事に伴う残土量

事業計画に基づき、発生する残土量を把握した。

b. 建設工事に伴う伐採木量

植生改変面積及び植生調査結果に基づき、「幹材積計算プログラム」(独立行政法人 森林総合研究所)を用いて発生する伐採木の量を把握した。

⑤ 調査結果

a. 建設工事に伴う残土量

事業計画に基づく建設残土の発生量を表 6.8-2 に示す。建設工事で発生した切土の一部は盛土として再利用するため、建設残土の発生量は 329,000 m³となる。

表 6.8-2 建設残土の発生量

種別	埋立地		合計
	竹鼻地区	下中山地区	
	発生量 (m ³)		
切土 (締固め後)	773,000	834,000	—
盛土 (締固め後)	692,000	586,000	—
建設残土 (切土-盛土)	81,000	248,000	329,000

b. 建設工事に伴う伐採木量

7) 単位面積当たりの伐採木諸元の設定

植生調査結果より、単位面積当たりの樹木の諸元を表 6.8-3 のとおり設定した。

表 6.8-3 単位面積当たりの伐採木諸元

群落名	単位面積当たりの本数	平均胸高直径 (cm)	平均樹高 (m)	1本あたりの立木材積量
スギ植林	37.8 m ² /本	21	16	0.227 m ³
コナラ林	101.5 m ² /本	25	15	0.335 m ³

イ) 改変区域の立木材積量

改変される群落面積より、立木材積量を求めた。立木材積量の推定結果を表 6.8-4 に示す。

表 6.8-4 立木材積量 (根株を含まず) の推定

群落名	改変区域群落面積	推定本数	立木材積量
スギ植林	4.19 ha	1109 本	251.8 m ³
コナラ林	28.64 ha	2822 本	945.4 m ³
合計	32.83 ha	3931 本	1197.1 m ³

ウ) 根株量を含めた伐採樹木量の推定

表 6.8-4 で求めた立木材積量 (根株を含まず) に「根株を含む伐採木の比 (1.3)」を乗じて根株を含めた伐採木量を推定した。推定結果を表 6.8-5 に示す。

表 6.8-5 伐採樹木量（根株を含む）の推定

項目	内容	備考
立木材積量（根株を含まず）	1197.14 m ³	
根株を含む伐採木量の比	1.3	「環境影響評価マニュアルー地球温暖化編ー」 （神戸市環境局、平成 15 年 9 月）
根株を含めた伐採木量	1556.28 m ³	

(2) 予測及び評価の結果

1) 造成工事及び施設の設置等

① 予測項目

予測項目は造成工事により発生する建設残土及び伐採木量とした。

② 予測地域

予測地域は対象事業実施区域とした。

③ 予測対象時期

予測対象時期は道路造成工事及び最終処分場建設工事の期間とした。

④ 予測手法

工事計画より、建設残土及び伐採木量等を把握し、その処分方法や管理方法に基づき廃棄物による影響を予測する方法とした。

⑤ 予測結果

対象事業実施区域において、329,000 m³の残土が発生する。この残土は、最終処分場供用時の覆土用の土砂として再利用する。このため、建設残土の敷地外への搬出は行わない。また、残土の一時保管にあたっては、重要な動物種の生息環境への影響に配慮するため、複数箇所に仮置き場所を分散するとともに、重要な植物種の確認位置を可能な限り避けた場所に配置する。残土の仮置き中は、安定勾配の確保及び防水性のシート等による保護を実施し、土砂や濁水の流出防止に努める。

また、伐採樹木が 1556.28 m³発生するが、木材として利用できるものは有価物として利用し、その他はチップ化し堆肥や燃料として再利用を図る予定である。

⑥ 環境保全措置

工事の実施に伴い発生する廃棄物の処理に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成 13 年法律第 65 号）及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、事前に処理計画を策定の上適正に処理することとし、工事

の実施に伴う環境影響を低減するために、以下の環境保全措置を講じる。

- ・資機材は可能な限り工場組み立てとすることで現地での産業廃棄物の発生を抑制する。
- ・造成工事に伴う残土は場内の盛土材や供用時の覆土用の土砂として再利用する。
- ・残土の一時保管にあたっては、重要な動物種の生息環境への影響に配慮するため、複数箇所に仮置き場所を分散するとともに、重要な植物種の確認位置を可能な限り避けた場所に配置する。
- ・残土の仮置き中は安定勾配の確保及び防水性のシート等による保護を実施し、土砂や濁水の流出防止に努めることで、周辺の動植物の生息・生育環境への影響低減を図る。
- ・伐採木については木材として利用できるものは有価物として利用し、その他はチップ化し堆肥や燃料として再利用を図る。
- ・有効利用が困難な産業廃棄物等については、既設処分場で埋め立て処分する。

⑦ 評価

a. 評価の方法

評価の方法は、調査及び予測の結果並びに検討した環境保全措置の内容を踏まえ、工事により発生する廃棄物等の影響が実行可能な範囲内でできる限り回避・低減されているかどうかを検討した。

b. 環境影響の回避・低減に関する評価

事業の実施にあたり、工事期間中に発生した廃棄物、残土等発生量については日常的に記録・整理し、建設残土は供用時の覆土用の土砂として再利用する。残土の一時保管にあたっては、重要な動物種の生息環境への影響に配慮するため、複数箇所に仮置き場所を分散するとともに、重要な植物種の確認位置を可能な限り避けた場所に配置する。また、残土の仮置き中は、安定勾配の確保及び防水性のシート等による保護を実施し、土砂や濁水の流出防止に努めることで、周辺の動植物の生息・生育環境への影響低減を図る。

伐採樹木等については、木材として利用できるものは有価物として利用し、その他はチップ化し堆肥や燃料として再利用を図る。

以上により、事業による影響は実施可能な限り回避・低減されているものと評価する。